

北海道温泉保護対策要綱

第1 目的

この要綱は、温泉のゆう出量の減少、温度の低下、成分の変化等の衰退現象を防止し、もって温泉の恒久的保護と適正な利用の推進を図ることを目的とする。

第2 定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「源泉」とは、温泉がゆう出している出口及びゆう出するゆう出路をいう。
- (2) 「附近源泉」とは、温泉掘削等の申請地点から500メートル以内にある源泉をいう。
- (3) 「距離」とは、水平距離をいう。

第3 方針

温泉地における源泉の分布並びに温泉の状態により温泉を保護すべき地域を定めて、掘削、増掘等の規制を行うほか、全道的な温泉の保護及び利用に必要な措置を行うものとする。

第4 温泉保護地域等の設定

温泉を保護すべき地域を次の区分により設定することとし、その地域は別表1のとおりとする。

保護地域

- (1) 過去及び現在において、源泉相互間の影響が顕著にあらわれている地域
- (2) 近年、温泉の水位、温泉の低下等温泉の衰退現象が著しくみられた地域
- (3) 学術的若しくは特別な事由により、温泉を保護しなければならない地域

準保護地域

- (1) 近距離の源泉間では相互影響がみられ、又は予想される地域
- (2) 今後、温泉の衰退現象が予想される地域

第5 対策措置

1 保護地域等における規制

保護地域、準保護地域における温泉の掘削、増掘、動力装置の規制は別表2に定めるとおりとする。

2 温泉の保護及び利用に必要な措置

(1) 源泉の埋没措置

次の源泉は埋没させるものとする。

- ア 別表2の1の(2)に掲げる代替掘削を行ったときの源泉及び別表2の1の(3)に掲げる整理統合により廃止した源泉

イ ゆう出路の崩壊等によりゆう出量が著しく減少し、又はゆう出が停止したため代替掘削を行ったときの旧源泉

(2) 未利用源泉に対する措置

未利用源泉に対する措置は次のとおりとする。

ア 掘削等を完了した温泉は、原則として1年以内に適正な利用を行うものとする。

イ 掘削等を完了した温泉は、利用するまでの間、放流を停止又は制限する等の措置を講ずるものとする。

ウ 長期にわたる未利用の源泉及び今後利用する意思のない源泉は、埋没する等の措置を講ずるものとする。

(3) 採取量の制限措置

温泉の採取は、利用上の必要量を超えないように制限できる措置を講ずるものとする。

(4) 源泉の管理

源泉の近くに、その位置及び所有者等を示す標識を設け源泉の管理責任を明確にするとともに、必要に応じて危害防止の措置を講ずるものとする。

(5) 工事施行上の措置

温泉掘削工事の施行に当たっては、環境保全及び公害発生の防止に留意するものとする。

第6 適用除外

この要綱は、地熱資源開発に関連する掘削については、適用しないものとする。

附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月15日から施行する。

- (沿革) 昭和51年 3月 9日制定
昭和57年 3月26日薬務第741号一部改正
昭和63年12月13日薬務第889号一部改正
平成16年 5月 7日医薬第284号一部改正
令和 2年10月12日食衛第746号一部改正